当町へ寄附していただきました方には、下記内容(一部を除く)を印字した申請用紙を送付しています。提出締め切り前(12月下旬)に寄附される場合を除き、できるだけ、当町から送付されてきた用紙で申請してください。特例申請を希望された方については、概ね1週間程度で書類をお届けしています。

また、寄附された年の翌年1月10日までに必着するよう提出してください。この日を過ぎますと特例申請が受けられませんので、確定申告を行ってください。

記入例

令和 1 年寄附分

市町村民税道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

整理番号 記入の必要はありません HH . HT 长 アリタ ハナコ **〒123-4567** 有田 花子 氏 名 東京都有田区1丁目1番1号 住 所 有田コーポ101号 4 5 6 7 8 9 1 0 0 1 2 3 個人釆早 03-1234-5678 雷話番号 生年月日 50 11 11

「個人番⁵」欄には、あなたの個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出 た地方団体に対する客附金について 寄附金税額控除 郵便番号、住所、電話番号を記入し に必要な事項を でください。 ご記入いただいた市区 町村に対して寄附金控除に関する手 続きを行います。

地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定によるという。)の適用を受けようとするときは、下の欄

申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方発佐附則第7条第6項(第13項)各 号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当 する場合にあっては、同号に係るものに限る。)しついて申告の特例の適用は受けられなくなり ます。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を 記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

申請事

(2)

1. JULICA / DUMCK / 37 X	
寄附年月日	寄附金額
令和 1 年 5 月 1 日	30,000

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び② に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

✓

佐賀県有田町

- (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
 - (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
 - (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

-----(切り取らないでください。) ------

 令和
 年寄附分
 市町村民税 道府県民税
 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

 住 所
 記入の必要はありません

 氏 名
 殿

受付団体名

寄附していただいた年を記入 してください。

第

五十

五

号

の

五

楼

式

附

盯

条

 σ

兀

関

係

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードなどで確認 し、個人番号を記入してくだ

寄附された日(寄附金受領証明書 に印字している期日)を記入して ください。銀行振込・郵便振替・ Pay-easy決済・コンビニエンス ストア等でお支払いの場合は、寄 物を申し込まれた期日と異なるこ とがあります。

寄附していただいた金額を記入してください。複数回寄附いただいた方は、1証明書ごとに申請書を作成してください。

【確定申告等が必要な方ではありませんか】 零附金控除以外に、確定申告、 住民税の申告を行う必要がないかの確認です。

【ふるさと納税をされた自治体数は5自治体以内ですか】 寄附した自治体が1年間(1月~12月の期間)で5自治体以内であるかの確認です。

【ご注意ください】 特例申請書の受付が完了した場合でも、そのあとに複数の自治体に寄附して、その結果、6自治体以上に寄附された場合は特別申請による寄附金控除が受けられませんので、確定申告をお願いします。